

島本町骨髓等移植ドナー支援事業のお知らせ

骨髓・末梢血幹細胞（以下「骨髓等」とします）の移植およびドナー登録の促進のため、骨髓等を提供したドナーやそのドナーに特別休暇を付与した島本町内の雇用主を支援する事業を令和7年10月に開始しました。

■助成金、補助金の対象となるかた

ドナーへの助成金の場合

- ① 日本骨髓バンクを介して令和7年4月1日以降に骨髓等の提供が完了したかた
- ② 骨髓等の提供が完了した日において、島本町に住民登録されているかた
- ③ 今回の骨髓等の提供について、国、他の地方公共団体等が実施する同種同様の助成を受けておらず、今後も受ける予定がないかた

事業所への補助金の場合

- ① 上記ドナーが骨髓等を提供するために、最初に通院した日から骨髓等の提供が完了した日までの間、そのドナーを継続して雇用する島本町内に所在する事業所であること
- ② 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人ではないこと
- ③ 上記ドナーが骨髓等の提供に係る通入院等のために請求した休暇を有給ドナー休暇として付与していること
- ④ 上記ドナーが事業所の個人事業主でないこと
- ⑤ 今回の骨髓等の提供について、国、他の地方公共団体等が実施する同種同様の助成を受けておらず、今後も受ける予定がないこと

■助成金、補助金の金額

- ① ドナーへの助成金（通入院1日当たり2万円、上限7日間・14万円）
 - ・健康診断のための通入院
 - ・自己血貯血のための通入院
 - ・骨髓等の採取のための通入院
 - ・その他骨髓等の提供に関し、日本骨髓バンク又は日本骨髓バンクが認める医療機関が必要と認めるものただし、骨髓等の採取のための手術およびこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く
- ② 事業所への補助金
（上記ドナーに係る対象日数のうち、付与した有給の特別ドナー休暇1日当たり1万円・上限7万円）



■申請方法、申請書の取得方法

申請の方法は、次のとおりです

- ① 窓口で申請
- ② 郵送で申請

申請書の取得方法は次のとおりです

- ① ホームページから取得
- ② 窓口で取得

※書類提出期限は、ドナーへの助成金は骨髓等の提供が完了した日から2年以内、事業所への補助金は骨髓等の提供が完了した日から1年以内です。

■申請時に必要な書類

申請に必要な書類の詳細はホームページに掲載していますので、ご確認ください。

島本町ホームページ

■問合せ先・書類の提出先

〒618-0022 大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号 島本町ふれあいセンター内
島本町 健康福祉部 すこやか推進課

(TEL) 075-961-1122 (FAX) 075-961-1116



あなたにできることがあります



ドナー登録は2mlの採血でできます

骨髄バンクへのドナー登録にご協力ください。

骨髄バンク、ドナー登録についてはこちら日本骨髄バンクのホームページへ

